



居宅介護支援事業所

介護屋みらい

介護の「みらい」よもやま話



代表取締役社長／
宮崎 直樹



療養上の支援



症状の観察

船橋市の介護事情 訪問看護支援の定義とは

皆さま、こんにちは。今月号は「訪問看護」について、ご説明をさせていただきます。

訪問看護とは、どのような支援かと簡単に説明すると、ご自宅に看護師が来て健康状態の把握等を行う支援となります。しかし、訪問看護の支援は介護保険制度のなかでも最も難しく感じる支援の一つだと思えます。例えば、ヘルパーさんなら、ケアマネジャーが必要性をきつちりと結論付ければ、その日からでも支援に入れますが、訪問看護は、ケアマネジャーだけの判断では支援が開始できません。主治医の先生の指示が必要となってきます。

さらに、介護保険での支援と医療保険での支援があり、ご自身が受ける支援はどちらになるかによって金額も大きく変わる方がいます。

訪問看護での支援はどのような事が受けられるかといいますと、

○医師の指示による医療処置…
これは、床ずれがある方などの処置を医師の指示のもとに行います。また床ずれ防止の指導や相談等未然に防ぐためのアドバイスも行います。

○医療機器の管理…人工呼吸器や胃瘻、バルーンカテーテル（尿道カテーテル）などの管理や相談等を行います。

○病状の観察…病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍（バイタルチェック）や相談等を行います。

○療養上の支援…入浴の介助（洗髪・洗身）や爪切り、更衣介助のように入浴に携わるような支援全般から、食事の介助等を含めた支援と相談を行います。そのほかにも、認知症のケア等も行っています。また、訪問看護ステーションにもリハビリの専門職が在籍している所もあります。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士といった方々が状態に合わせて

自宅でのリハビリテーションや介護予防などの支援を行います。1時間程度の運動でしたら、週2回程度の回数を受けられます。

さらに、医療保険での支援になりますが、ターミナルケアの支援も 있습니다。がん末期などでも、自宅で過ごせるように主治医と連携を取りながら、適切な支援を行います。医療依存度が高い方などは、訪問看護の支援により、自宅で生活が出来る様になります。

しかし、訪問看護の支援は今までご説明をしてきました支援とは若干異なることがあります。訪問介護や通所介護等の支援はケアマネジャーが支援の根拠を確定させて支援を行う事が出来ますが、訪問看護については、ケアマネジャーに決定権はないです。主治医が必要か不要かを判断するので、ご本人様やご家族様が必要であると決めてケアマネジャーも必要と判断して主治医に依頼をかけるが、主治医が不必要と判断すると、支援が受けられない支援です。また、医療保険での支援が介護保険での支援かも知ない主治医の判断になります。これは一定の決められた基準となります。訪問看護の支援

は非常に大切な支援であり、介護が必要な状態になった中で、自宅で生活していくためには、心強い支援ですが、訪問看護ステーションの数は、決して多くないです。

船橋市では訪問介護が128件なのに対して訪問看護は28件しかありません。今後はどのように量を担保するかも大きな課題になると感じています。



居宅介護支援事業所
介護屋みらい

住 船橋市業円台 4-16-4-202
☎ 047-404-2660

マルエツ ガスト タットハウス ココ(2F)